


令和5年5月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 川井亮 

令和4年(ネ)第819号 損害賠償請求控訴事件

(原審：東京地方裁判所平成30年(ワ)第33931号)

口頭弁論終結日 令和5年2月6日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 一審原告36の本件控訴に基づき、原判決中一審原告36の一審被告佐藤 C、同柿野及び同澤田 A に対する請求に係る部分を次のとおり変更する。

(1) 一審被告佐藤 C、同柿野及び同澤田 A は、一審原告36に対し、連帯して、45万7590円及びこれに対する一審被告佐藤 C について平成31年2月5日から、同澤田 A について同月3日から、同柿野について同年4月23日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 一審原告36のその余の請求を棄却する。

2 一審被告柿野の一審原告9に対する本件控訴に基づき、原判決中一審原告9の一審被告柿野に対する請求に係る部分を取り消す。

3 前項の部分に係る一審原告9の請求を棄却する。

4 一審被告柿野の一審原告39及び同43に対する本件控訴に基づき、原判決中一審原告39及び同43の一審被告柿野に対する請求に係る部分を次のとおり変更する。

(1) 一審被告柿野は、一審原告39に対し、199万3953円及びこれに対する平成31年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 一審被告柿野は、一審原告43に対し、280万9734円及びこれに対する平成31年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 一審原告39及び同43の一審被告柿野に対するその余の請求を棄却する。

5 一審原告36の一審被告澤田Bに対する本件控訴、一審被告柿野のその余の本件各控訴及び一審被告柿野を除く一審被告らの本件各控訴を、いずれも棄却する。

6 費用負担については次のとおりとする。

10 (1) 一審原告36の一審被告佐藤C、同柿野及び同澤田Aに対する請求について生じた訴訟費用は、いずれも第1・2審を通じこれを6分し、その1を一審被告佐藤Cの、その1を同柿野の、その1を同澤田Aの、その余を一審原告36の各負担とする。

15 (2) 一審原告9の一審被告柿野に対する請求について生じた訴訟費用は、第1・2審とも一審原告9の負担とする。

(3) 一審原告36の一審被告澤田Bに対する控訴費用は一審原告36の負担とする。

20 (4) 一審原告39の一審被告柿野に対する請求について生じた訴訟費用は、第1・2審を通じてこれを2分し、その1を一審原告39の、その余を一審被告柿野の負担とする。

(5) 一審原告43の一審被告柿野に対する請求について生じた訴訟費用は、第1・2審を通じてこれを2分し、その1を一審原告39の、その余を一審被告柿野の負担とする。

25 (6) 一審原告9、同39及び同43を除く一審原告らの一審被告柿野に対する請求について生じた控訴費用は一審被告柿野の負

担とする。

(7) 一審被告柿野を除く一審被告らの控訴費用は一審被告らの負担とする。

7 この判決の第1項(1)並びに第4項(1)及び(2)は、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 当事者の求めた裁判

#### 1 一審原告36

(1) 原判決中一審原告36敗訴部分を取り消す。

(2) 一審被告佐藤 C、同澤田 B、同柿野及び同澤田 A は、一審原告36に対し、連帯して、91万5180円及びこれに対する一審被告佐藤Cについて平成31年2月5日から、同澤田 B 及び同澤田 A について同月3日から、同柿野について同年4月23日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

#### 2 一審被告兼子

(1) 原判決中一審被告兼子敗訴部分を取り消す。

(2) 前記(1)の部分につき、一審原告9の一審被告兼子に対する請求を棄却する。

#### 3 一審被告谷浦

(1) 原判決中一審被告谷浦敗訴部分を取り消す。

(2) 前記(1)の部分につき、一審原告27、同35及び同42の一審被告谷浦に対する請求をいずれも棄却する。

#### 4 一審被告澤田 A

(1) 原判決中一審被告澤田 A 敗訴部分を取り消す。

(2) 前記(1)の部分につき、一審原告10、同14、同20、同26、同37及び同44の一審被告澤田 A に対する請求をいずれも棄却する。

5 一審被告柿野

(1) 原判決中一審被告柿野敗訴部分を取り消す。

(2) 前記(1)の部分につき、一審原告5、同9ないし同11、同13、同14、同20、同21、同24ないし同27、同30、同33、同37ないし同40、及び、同42ないし同44の一審被告柿野に対する請求をいずれも棄却する。

6 一審被告野原

(1) 原判決中一審被告野原敗訴部分を取り消す。

(2) 前記(1)の部分につき、一審原告20の一審被告野原に対する請求をいずれも棄却する。

7 一審被告北井

(1) 原判決中一審被告北井敗訴部分を取り消す。

(2) 前記(1)の部分につき、一審原告42の一審被告北井に対する請求をいずれも棄却する。

8 一審被告山本

(1) 原判決中一審被告山本敗訴部分を取り消す。

(2) 前記(1)の部分につき、一審原告12の一審被告山本に対する請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要（略称は、本判決で定義するほかは、原判決の例による。）

1 本件は、「D9CLUB」(D9)という名称の外国法人に出資した原審における原告らが、当該出資を勧誘するなどした原審における被告らに対し、当該出資により損害を被ったと主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、原判決別紙責任原因等一覧表の各「原告氏名」欄に対応する「請求金額」欄記載の損害賠償金及びこれに対する原審における各被告に対応する「遅延損害金の起算日」欄記載の日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分（平成29年法律第44号による改正前の民法404条所定の

利率。以下同じ。)の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である(以下、D9に対する出資及びこれを勧誘する仕組みを「D9商法」ということがある。)

2 原審は、原審における原告らの各請求のうち、原判決別紙責任原因等一覧表の各「原告氏名」欄に対応する「被告氏名」欄記載の原審における被告ら(対応する同一覧表の「認容額」欄に「一」と記載されている者を除く。)について、当該「原告氏名」欄記載の原審における原告に対し、原審における各被告に対応する同一覧表の「認容額」欄記載の金員及びこれに対する原審における各被告に対応する「遅延損害金の起算日」欄記載の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払(ただし、重複する限度で連帯支払)を命ずる部分を認容し、その余の請求を棄却したところ、一審原告36(一審被告佐藤 C、同澤田 B、同柿野及び同澤田 A に対する請求)、一審被告兼子(一審原告9からの請求)、一審被告谷浦(一審原告27、同35及び同42からの請求)、一審被告澤田 A(一審原告10、同14、同20、同26、同37及び同44からの請求)、一審被告柿野(一審原告5、同9ないし同11、同13、同14、同20、同21、同24ないし同27、同30、同33、同37ないし同40、及び、同42ないし同44からの請求)、一審被告野原(一審原告20からの請求)、一審被告北井(一審原告42からの請求)、一審被告山本(一審原告12からの請求)及び一審被告長谷川(一審原告32からの請求)が、原判決のうち自己の敗訴部分を不服として控訴した。その余の当事者については控訴し又は控訴されなかったため、当審の審理の対象外である。なお、一審被告長谷川は、当審の係属中に控訴を取り下げた。

3 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄第2の1及び2(原判決3頁3行目ないし26頁15行目)のとおりであるからこれを引用する。ただし、原判決を次のとおり補正する。

(1) 原判決3頁3行目の「争いのない事実」の後に「、文末掲記の証拠」を、  
14行目の「マルチ・レベル・マーケティング」の後に「(以下「MLM」  
ともいう。)」をそれぞれ加え、3頁20行目の「という」を「ということが  
5 ある」に改め、24行目の「こともある。」の後に「勧誘者と被勧誘者  
は系列上、前者が上位、後者が下位に位置付けられる。以下、同一系列上、  
上位のポジションにいる者のことを「上位者」、下位のポジションにいる  
者のことを「下位者」という。」を加え、4頁15行目の「グループに連  
なる者全員」を「系列に連なる者BないしG(上位から下位に向かって順  
10 順に参加し)」を「BがCを、CがDを、以下E、F、Gがそれぞれ後者を  
順次勧誘して参加し」に、5頁5行目から6行目にかけて、14行目の各  
「グループ」をいずれも「系列」に、20行目の「組織」から24行目の  
「組織が」までを、「系列であるとする、Aは右下の系列とは別に、左  
下にB'を配置することができ、その下にC'、更にD'と連なる系列が形成  
15 される。右下と左下の系列のうち、小さい方の系列において新たに購入さ  
れたパッケージのポイントの40%がAに入る。Aから見て6段下のGま  
で形成された右下の系列と、3段下のD'までの左下の系列があるとすれ  
ば、より小さい左下の系列が」に、7頁1行目から2行目にかけての「を  
毎週稼ぎ出さなければならない」を「に相当する」に、3行目の「6人が」  
20 から4行目の「配当は」までを「6人が上下の階層に連なる系列を念頭に  
置いて、最下層の者がゴールドブラスを購入した場合を例にとると、系列  
全体に初月に支払われる配当は」に、5行目及び8行目の各「グループ」  
をいずれも「系列」に、9行目の「が霧散する」を「を超える配当が支払  
われることになる」に、それぞれ改める。

(2) 原判決7頁9行目末尾を改行し、次のとおり加え、10行目の「(3)」  
25 を「(4)」に改める。

「(3) 達成ボーナスによる階級制度

D 9 の出資者は、バイナリーボーナスによるポイントが累積すると、達成したポイントごとに階級が上がり、各階級に応じたプレゼントを受け取ることができると説明されていた。具体的には、6800ポイントを獲得した時点で、獲得者は「キャプテン」と呼ばれ、高級時計がプレゼントされ、153万ポイントを獲得した時点で、「President」と呼ばれて、自動車（レンジローバーイヴォーク）をプレゼントされると説明されていた（甲A1、甲A4の2、甲B8の2）。

また、上位階級に到達すると、コンベンションで表彰されるとともに、上位階級達成者に高級自動車等が贈呈されるセレモニーが行われるなどしていた（甲B24の3の2）。」

(3) 原判決9頁2行目の「逸脱した違法」を「逸脱した違法な行為」に、12頁7行目の「約8%を恒常的に稼ぎ出すことは」を「約8%に上り、こうした利回りを恒常的に確保して運用することは」に、15頁26行目の「負う」を「負」にそれぞれ改め、15頁10行目及び24頁19行目の「石渡久佳、」、16頁3行目冒頭から19頁26行目末尾まで、22頁2行目の「なすことは」、10行目冒頭から26行目末尾までをいずれも削り、23頁7行目及び10行目の「原告」をいずれも「一審原告ら」に改め、13行目冒頭から24頁10行目末尾まで、26行目から25頁6行目まで、8行目の「ア」をいずれも削り、18行目の「確実性に関する」を「確実性を」に改め、26頁1行目冒頭から15行目までを削る。

(4) 原判決144頁から151頁までの「別紙 当事者の主張一覧表」のうち、以下の部分を削る。

ア 原告1ないし4、6ないし8、15ないし19、22、23、29、31、32、34、41の欄全て

イ 原告5の欄中被告佐藤 D の主張の欄

ウ 原告10の欄中被告佐藤 C の主張の欄及び被告石渡■■■■の主張の欄

エ 原告12の欄中被告柿野■■の主張の欄

オ 原告13の欄中被告加藤■■■■の主張の欄及び被告石川■■の主張の欄

カ 原告14の欄のうち被告佐藤 C の主張の欄及び被告石渡■■■■の主張の欄

キ 原告20の欄のうち被告柿野■■の主張の欄及び被告佐藤 C の主張の欄

ク 原告24及び原告25の各欄中被告加藤■■■■の主張の欄

ケ 原告26の欄中被告佐藤 C の主張の欄及び被告澤田 B の主張の欄

コ 原告27の欄中被告佐藤 C の主張の欄

サ 原告35の欄中被告柿野■■の主張の欄及び被告佐藤 C の主張の欄

シ 原告37の欄中被告佐藤 C の主張の欄及び被告澤田 B の主張の欄

ス 原告38及び原告39の各欄中被告佐藤 D の主張の欄

セ 原告44の欄中被告佐藤 C の主張の欄及び被告石渡■■■■の主張の欄

### 第3 当裁判所の判断

当裁判所は、一審原告9の一審被告柿野に対する請求は理由がなく、一審原告36の一審被告澤田 A 、同佐藤 C 及び同柿野に対する請求は、連帯して45万7590円及びこれに対する年5分の割合による金員の支払を命ずる限度で、一審原告39の請求は、199万3953円及びこれに対する平成31年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命ずる限度で、一審原告43の請求は、280万9734円及びこれに対する平成31年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命ずる限度で、それ



5  
10  
15  
20  
25

ぞれ理由があり、その余の一審原告らの請求は、原判決主文第1項の限度において理由があり、一審原告らのその余の請求は理由がないと判断する。その理由は次のとおりである。なお、以下においては、当審の当事者ではない原審の当事者については原被告の表記を省略する。

## 1 一審被告らの責任の有無について（総論）

### (1) D9商法の性質

ア 前提事実(1)、(2)のとおり、D9商法は、短期間で出資元本が回収することができるほどの高配当（ゴールドプラスであれば約3か月で出資金相当のD9ドルが配当として交付される）をうたい、これを宣伝するものであるところ、その宣伝内容どおりの配当を継続して実施するためには、出資者に対する週ごとの配当のみを考えても、ゴールドプラスであれば1名当たり週170米ドル（週利約8%、年利約400%）の利益を恒常的に確保して運用する必要があるというものである。このように出資者に対する配当のみを取っても極めて高率の配当をうたっていることに加え、紹介者には紹介報酬を支払うなどのMLMの仕組みを用いていたため、ひとたび出資者に名を連ねると第三者を勧誘する動機が形成されやすく、加入者が増加していくことが予定され、配当の支払を要する人数が増え、更に紹介報酬の支払も増えていくのであるから、宣伝内容どおりの配当等が支払われるとすれば、前記の出資者に対する週ごとの配当よりもはるかに多くの収益を上げる必要があったというものである。

そして、客観的にみれば、上でみたような極めて高率の利益を恒常的に得ることは、通常のエconomic取引による場合はもちろんのこと、一審被告らが主張するように賭け事等によったとしても実現不可能なものというほかなく、D9が出資者に対して前記のような配当等を継続的に支払い続けることはおよそ不可能であったと認めるのが相当である。

それにもかかわらず、D9が出資者に対して約束した配当等を支払おうとすれば、出資者から集めた出資金（ゴールドプラスであればおおむね1口26万6000円）それ自体をいずれ配当等の原資とせざるを得ないことはみやすい道理といえる。そして、出資金を原資として配当等が支払われていけば、新たに参加して出資金を出すことができる者は有限であるから、早晚配当等の支払に窮してD9商法が破綻することは避けられないところ、その際には出資金元本を回収することすらままならない多くの出資者が出現することになることも、また明らかといえることができる。

以上のおり、D9商法は、その宣伝内容による仕組み自体からしても、いずれかの時点以降に参加した出資者について損害を与えることが不可避であったものといえることができ、1年で出資金のほぼ4倍の配当を受けることができるなどとするその宣伝内容自体が、MLMという仕組みと相まって、返還可能性のないことを十分に認識しながら出資金名目で多くの者から広く金銭を集めるために行われた欺罔行為そのものとみることも可能といえる。

イ 一審被告らは、勝敗の結果を堅く予想することができるサッカーの試合に絞りベットフェアを通して巨額の賭けを行うことでD9は日々大きなターンを得ていたなどと主張し、D9は1日10%の利益を上げており、その中の1%を投資者に対する配当として回していたため、賭けに負けたとしても十分な余剰資金があったなどと供述する。しかしながら、この点についての裏付けとなる証拠はなく、そもそも巨額の賭け事に毎回勝ち続けること自体が非現実的であるというほかない。また、配当としてのビットコインが一時的に急騰していたとしても、そのこと自体が不確実な要因に依存するものであり、確実に値上がりをするという裏付けもない上、そもそもD9の宣伝内容は配当としてビットコインが

選べるというものであって、D9商法における配当の原資がビットコインの値上がり益にあるわけではないので、極めて高額な配当を維持することができる理由となるものではない。

## (2) 勧誘者等の責任

5 ア 前記説示によれば、およそ実現不可能な高利の配当をうたうD9商法の宣伝内容それ自体から、D9商法が経済的合理性に反し、早晚破綻し、いずれかの時点以降の出資者に不可避免的に損害を与えるものであるとの疑念を抱くのに十分な事情があるといえることができる。そして、D9への出資者はおおむねD9の高利の配当について説明を受けており、本件  
10 の当事者の中でその宣伝内容を認識していなかった者がいるといった事情もうかがわれない。

そうであるにもかかわらず、D9商法についてその利点のみを強調する、又はD9への出資に肯定的な評価を述べるなどして、客観的にみた場合にD9へ出資するとの意思形成に影響を与える程度の働き掛け（以下「本件働き掛け」という。一審原告らは本件働き掛けを含め「勧誘」として主張しているものと解される。）をすることは、本件働き掛けを受けた者に対してD9に出資する動機を形成させ、自ら予期した投資としてのリスクに見合わない財産的損害を生じさせる危険性を高めることになるのであるから、D9商法の仕組みをその宣伝内容の程度まで理解  
15 している者は、主観的には本件働き掛けを受けた者に出資をさせる積極的な意図まではなかったとしても、客観的にみて本件働き掛けと評価されるような行為を行っている以上、当該行為者において、本件働き掛けを受けた者のD9商法に対する出資の意思形成に影響を与えているものと認識し、又は少なくとも同影響を与えていることを認識し得たとい  
20 うことができる。そして、経済的合理性に反し、早晚破綻が見込まれ、出資者が将来損害を被ることが不可避といえる先にみたD9商法の仕組み  
25

を踏まえると、本件働き掛けを行った者は、そもそも他者に対して本件働き掛けと評価されるような行為をしてはならない注意義務（以下、「本件注意義務」という。）を負っているというべきであるし、本件働き掛けをしたと評価される行為を行った者は、少なくとも本件注意義務に反した過失があるから、D9商法の破綻によって本件働き掛けを受け出捐した者に生じた損害を賠償する責任を負うものと解するのが相当である。

イ 一審被告らは、D9商法の主宰者が実在の会社であることを確認していた、あるいは、投資は飽くまでも自己責任で行い、自ら情報を得てリスクを判断すべきものであって、一審被告らは自らの判断においてリスクのある出資をするという一審原告らの判断を補助したにすぎないなどと主張するが、前記説示に照らせば、D9商法はその宣伝内容からして将来の破綻が必至なものであって、投資であれば本来可能であるはずのある程度合理的なリターンの算定自体が不可能であるともいえ、そもそも投資対象として不適格でリスク判断の対象にもなり得ないような性質のものであるといえる。一方で、自身も参加者の立場である一審被告らにおいては、自ら勧誘した者やその配下で勧誘した者がパッケージを購入するなどした場合には様々な名目で紹介報酬が付与される仕組みとなっており（前記補正の上引用した前提事実(1)ウ(イ)以下）、参加者が増えるほど自身が受け取る配当等が増える関係にあることからすれば、勧誘対象にパッケージを購入させ参加者とするに強い動機付けが存在している。こうした立場にある一審被告らにおいて、出資するか否かを被勧誘者本人の判断に委ね、いわば一步引いた立場でその判断を補助することに徹するよう求めるのは、そもそも無理があるのであって、勧誘した相手方との関係や具体的な状況ごとに程度の差はあり得るにせよ、そのメリットを強調するなどしてD9商法に参加することをある程度積

極的に勧誘していたことが強く推認されるというべきである。本件働き掛けを受けて投資した者、更には連鎖的な働き掛けの結果、投資した者に損害が発生したこととの関係で、本件働き掛けを行った者がいかなる注意義務を負うかを判断するに当たっては、こうした強い動機付けが存在するというD9商法の構造、性質を十分に考慮する必要がある。いずれにしても一審被告らの前記主張は採用することができない。

### (3) D9に勧誘する内容の動画を投稿・配信した者の責任

D9に勧誘する内容の動画をSNS（ソーシャルネットワークサービス）などに投稿し、又は電子メールなどにより配信した者は、同投稿の閲覧者又は同配信を受けた者が、前記動画を閲覧することを当然予見することができる。そして、D9に勧誘する内容の動画を閲覧させることは、当該勧誘者が直接に対面して勧誘していなくとも、その言動が閲覧者のD9商法に対する出捐の意思形成に影響を与え、出捐意欲を喚起する点で直接対面して勧誘を行う場合と異なるところはないというべきである。

したがって、D9に勧誘する内容の動画を投稿又は配信するときは、直接対面して行う場合と同様、本件注意義務を負うものと解するのが相当であり、本件働き掛けと解される動画を投稿又は配信した者は、本件注意義務に違反した過失があり、不法行為に基づき、D9商法の破綻によって本件働き掛けを受け出捐した者に生じた損害を賠償する責任を免れないというべきである。

### (4) 上位者の責任

ア D9商法は、前記のとおり、MLMの仕組みを用いて投資を行う者を拡大させることを前提としており、既存の参加者から本件働き掛けを受けた者が更に第三者に対する本件働き掛け行為を行うことにより、その後連鎖的に本件働き掛けが行われることを予定するものである。そして、D9への参加者はおおむね前記補正の上引用した前提事実(1)記載の内容

5  
10  
15  
20

について説明を受けることで本件働き掛けがされるとともに、MLMの仕組みを用いていることの説明も受けており、一審被告らの中でこのような説明を受けていない者がいることをうかがわせる事情はない。そうすると、本件働き掛けをした者（勧誘者の立場にあることから仮に「K」と表記する。）は、本件働き掛けを受けた者（被勧誘者の立場にあることから仮に「H」と表記する。）に対してそもそも本件働き掛けをしてはならない義務（本件注意義務）を負うところ、HがD9商法に加入したこと自体から、H=K'が更に他の者H'に対して本件働き掛けを行いH'がD9商法に加入し、H'=K"が更にH"に本件働き掛けを行いH"が加入し、以下同様に本件働き掛けが繰り返されることになって、こうした本件働き掛けとパッケージの購入等の加入・参加の連鎖が自身の行った本件働き掛けが原因となって生じ得ることは容易に予見することができたといえるから、D9商法の破綻によってHらから順次本件働き掛けを受け出捐した者（H'、H"、・・・）に生じた損害についても、これらを賠償する責任を免れないというべきである。このことは、D9商法が、他の者への紹介をしなくともゴールドプラスであれば1年間で投資額の3倍のリターンがあると宣伝していることを踏まえ、勧誘を受けた者がたまたまそれだけの配当で満足し、他者への本件働き掛けの拳に出ない者が存在したとしても、そのことによって上位者の上記責任が否定されるものではないというべきである。

25

イ ところで、D9商法におけるMLMには、勧誘が順次連鎖して行われ、参加者が拡大していくことが予定されているという基本的な構造に加え、前記補正の上引用した前提事実(1)のとおり、上位者が直接の下位者にすることができるのは2名までであり、短い方の系列の人数に応じて紹介報酬が支払われる（バイナリボーナス）、一旦ポジションを取った者でも他のポジションを自己名義で取ることができる（自己アフィリエイト

ト)という仕組みが取り入れられている。また、証拠(乙33の5、松本■■■本人、石川■■■本人)によれば、投資を決めた被勧誘者が誰の下位者となるか(誰を上位者とするか)を自由に選べるため、入会申込書や組織図の上で当該被勧誘者の上位者になっていたとしても、当該上位者が当該被勧誘者に対して直接勧誘行為を行ったとは限らないものと認められる。そうすると、組織図等により形式的に上位者と下位者との関係があるとしても、連鎖して行われた本件働き掛けを順次たどっていけば下位者から上位者にたどりつける関係にあるとは限らないといえることができる。

もともと、一般に、初めてD9への本件働き掛けを受けた者Hは本件働き掛けをした者Kよりも、組織図にどのような者が存在し、配置されているかなど、D9に関する情報に乏しいのであるから、Kと全く無関係の者を自発的に上位者に選ぶということは通常考えられず、K自身やKの関係者(これはKと同視することができるから、以下ではKの場合のみを検討することで足りる。)の指示によって上位者を決めるという実態にあるものと合理的に推認することができる。そして、KがHに上位者とすべき者として紹介する者(勧誘者・被勧誘者とは別の「紹介者」の立場にあることから仮に「S」と表記する。)についてみると、KがSを指名するのは、KにはSを紹介者とすることによる利益があるからこそであると考えられ、下位者が増えるだけ紹介報酬が増えていくMLMの仕組みの下では、Kは直接本件働き掛けを行った下位者か、その連鎖をたどることのできる下位者をSとして紹介しHに上位者として指名させるのが通常であると合理的に推認することができる。そして、Kは本件働き掛けを行った場合、直接勧誘したHからH'、H'からH''(以下繰り返し)というように、本件働き掛けの連鎖が起こることは容易に予見し得るといえるところ、KがH'に本件働き掛けを行い、Sとして

Hを紹介し、H'の直接の上位者に指名させた場合を例にとると、HとしてはH'が自身が直接勧誘した相手ではなく、どのような経過で自身の下位者に位置付けられたかまでは把握していない場合も考えられるにしても、Hは被勧誘者が自由に上位者を指名することができ、組織図上の下位者が形成され、増大していくことによって紹介報酬が増加していくというMLMの仕組みを認識、受容してD9商法に投資し、参加している以上は、Kによる本件働き掛けによりH'が自身（H）の下位者に位置付けられ得ること、更にその下位者であるH"以下の者が本件働き掛けの連鎖によりD9商法に投資し、損害が発生し得ることを認識すべきであったといえる。

以上の検討からすると、組織図等で形式的に上位者・下位者の関係に立つ者であれば、前記アの本件働き掛けの連鎖が生じているとの推認を妨げないというべきであるし、仮に、直接の下位者として位置付けられている者が自身の直接の勧誘の対象でなかったとしても、当該下位者やその者から本件働き掛けを受けた更に下位者に損害が発生し得ることも認識すべきであったと解するのが相当である。

ウ なお、一審被告柿野、同澤田 A、同澤田 B、同兼子、同谷浦及び同野原は、仮に上位者に何らかの不法行為が成立したとしても、上位者らの行為とは無関係な第三者による利得目的の勧誘行為が複数介在しているから、上位者の不法行為と因果の流れは切断されていると主張する。しかしながら、前記説示のとおり、D9商法がMLMの仕組みを有している以上、上位者が下位者を勧誘し下位者がD9商法に参加することによって、下位者及びこれに連なる更なる下位者による利得目的の勧誘行為が繰り返されることは当然に予見することができるものといえる。また、前記のような下位者の勧誘行為による被害の拡大は、上位者による本件働き掛けからの当然に起こり得る因果の流れといえるから、上位者の直



接の下位者に対する勧誘行為とこれに連なる更なる下位者が出資したことにより生じた損害との間に相当因果関係を認めることができるというべきである。他方、一審被告柿野、同澤田 A、同澤田 B、同兼子、同谷浦及び同野原は、抽象的な因果の流れの切断をいうのみで具体的な事情を主張するものではないから、相当因果関係が存在するとの評価を覆すに足りるものとはいえず、同主張は採用することができない。

(5) 出資のための金員及びビットコインの送付・受領先となっていた者及び登録手続を行った者の責任

出資金等の送付・受領先となっていた者及びD9の登録手続を行った者は、当該出資者が既に投資する旨の判断を行った後の事務的な手続に関与したにとどまり、その判断過程に影響を与えていないから、このような場合にまで本件注意義務を負うということとはできない。したがって、出資金等の送付・受領先となっていた者及びD9の登録手続を行ったにすぎない者は、不法行為責任を負わないというべきである。

(6) 不法行為責任を負う者同士の関係について

前記のとおり、D9について本件働き掛けを行った者は本件注意義務に違反し不法行為責任を負うところ、本件働き掛けはD9商法という一つの仕組みへの出捐や加入を目的として行われるものであることが推認されるから、反証に奏功しない以上、目的に向けた行為の実質的な一体性が認められ、同一の被害者に対して不法行為責任を負う者同士においては共同不法行為が成立するものというべきである。

2 原審における被告ら及びその関係者の相互の関係及び系列について

(1) 一審被告柿野

一審被告柿野は、原審における被告らの中では最も早い時期にD9に参加し、泉■■■■に対してD9を紹介した（泉■■■■本人2頁）。なお、「【柿野グループ限定のセミナー】になりますから、柿野グループ以外の参加は一切

出来ませんので予めご了承ください。」との他の集団におけるLINEの投稿内容からすると（甲B37の2・37頁等）、柿野を筆頭とする集団ないし系列が存在していることがうかがわれる。

(2) 泉■■■（ドラゴンアカデミー）

5 泉■■■は、平成28年10月初旬頃、一審被告柿野から、D9の説明を受け、D9のパンフレットや、D9の登記簿を見せてもらった。泉■■■は、インターネットを利用して、実際にD9への投資を行っている人がいるか、また、実際に配当を受けている人がいるかを確認し、D9に出資した（泉■■■本人2頁）。よって、泉■■■は一審被告柿野の下位者であることが推認される。

10 泉■■■は、「資産形成塾」と称して「ドラゴンアカデミー」という名称で約3000名の受講生（以下「塾生」という。）を集め、「上位200名の塾生」を「継承生」などと称していた（一審原告5、一審原告11も継承生である。泉■■■本人1頁）。ドラゴンアカデミーにおいては、平成28年11月19日、D9についてのセミナー（以下「泉セミナー」という。）を行い、泉セミナーにおいて収録した動画（以下「泉動画」という。）を限定公開するとして、同月28日、メールマガジンの読者に泉動画を閲覧することができるURLを案内し、アップロードされた泉動画は約1週間ないし10日程度で削除された（甲A2、甲B33の1、泉■■■本人8、9頁）。

15 以上の事実からすると、ドラゴンアカデミーの塾生（継承生も当然含まれる。）であってD9に参加している者は、泉■■■からの勧誘を受けて参加したものであり、泉■■■の下位者であるものと推認することができる。

(3) 佐藤 D（IDA統括グループ）

25 佐藤 D は、ドラゴンアカデミーの継承生であり、泉■■■の下位者であるところ（松本■■■本人、泉■■■本人）、Facebook上に「IDA統括グル

ープ」という名称のアカウントを作り、D9商法について投稿していた  
(甲B5の2)。よって、佐藤 D は、同LINEのグループにおいてD9に参加  
している者の上位者であるものと推認することができる。

(4) 大瀬■■■

大瀬■■■は、ドラゴンアカデミーの継承生であり、泉■■■からD9の紹介  
を受け同人の下位者として登録したものであるところ(泉■■■本人)、  
「世界一わかりやすい仮想通貨メール講座」と称するメールマガジンを配  
信しており、無料会員となった者に対してD9の説明をして出資を勧誘す  
る内容の電子メールを送信し、LINEのグループも運営していた(甲B4  
3の1・6)。よって、大瀬■■■は、同メールマガジンの会員及びLINEの  
同グループに属する者でD9に参加している者の上位者であるものと推認  
することができる。

(5) 松本■■■(ONE MESSAGE、D9トップチーム&サポート、D9申し込み  
者限定グループ)

松本■■■は、情報商材の販売等を業とする株式会社ONE MESSAGEの  
代表者であるところ、D9の説明を受け、D9の登記簿が写った画像や、サ  
ッカーチームのスポンサーになっていることを示す画像を見せられ、自身  
でもインターネットでD9に係る情報を検索し、泉■■■を直接の紹介者と  
して、D9に出資した(松本■■■本人、泉■■■本人)。松本■■■は、LINE  
に「D9トップチーム&サポート」という名称のアカウントを作り、自ら  
を「太陽」と称して、D9商法への登録の手續を説明する投稿や、D9を紹  
介等する投稿をしていたほか、泉■■■は、ドラゴンアカデミーの塾生に対  
し、D9について分からないことがあった場合の問合せ先として、前記  
LINEのアカウントを紹介していた。また、松本■■■は、LINEの「D9申  
し込み者限定グループ」も運営しており、当該LINEのアカウントを使用  
して、D9の登録方法やビットコインアドレスを送信していた(甲B21

の1)。なお、松本■■■が勧誘して下位につけた者はいない（松本■■■本人7頁）。

(6) 一審被告佐藤 C (D9 Club-2 (佐藤グループ))

一審被告佐藤 C は、「起業家の会CEO」を名乗り、「D9 Club-2 (佐藤グループ)」という名称のLINEのグループを運営し、D9についての説明や手続方法などを投稿していた（甲B20の1・11頁、27の4）。よって、一審被告佐藤 C は、同LINEのグループにおいてD9に参加している者の上位者であると推認することができる。

(7) 一審被告澤田 A (堀・澤田グループ)

一審被告澤田 A は堀■■■、石渡■■■と共に「堀・澤田グループ」という集団を形成していた。一審被告澤田 B は、一審被告澤田 A の娘である。同集団が用いていたLINEのグループ（堀・澤田LINEグループ。

「D9塾」及び「H・Sグループ」)においては、「D9塾リーダー勉強会」と称して勧誘を行い（甲B37の2・2頁）、一審被告柿野の「柿野グループ限定」のD9のセミナーの案内を投稿したほか（甲B37の2・35ないし37頁等）、一審被告柿野自身も投稿していた。一審被告澤田 B は、一審原告10に対し、LINEのトーク機能を用いて、一審被告佐藤Cのセミナーを紹介し、「私達は佐藤 C さんグループになります。彼の言う通りに行動していれば儲かります！なので佐藤 C という人間のこと、理念を理解して進んで行かれる方が絶対的に有利です。少し余裕が出たら出席してみてください。」などと述べ、同セミナーへの参加を勧誘した。同セミナーは佐藤 C が運営する集団限定とされ、堀・澤田グループの者が申し込む際には紹介者名欄に「堀・澤田 (D9紹介者の名前)」と記載してほしい旨案内されていた（甲B10の5）。また、一審被告澤田 A の事務所において投資のセミナーを開催しており、佐藤 C や一審被告柿野が講師として登壇し、D9への出資を勧誘した。

以上からすると、堀■■■■及び一審被告澤田 A の両名は、いずれが上位であるかは証拠上判然としないものの、前記各LINEのグループにおいてD9に参加している者の上位者であること、堀・澤田グループは、一審被告柿野、一審被告佐藤 C の主宰する各集団の中の1集団であること、一審被告柿野、一審被告佐藤 C は一審被告澤田 A 及び堀■■■■の上位者であることをいずれも推認することができる。

(8) 清水■■ (LINEのグループ、WBS)

清水■■は、「WBS」と称する集団の「受付可能リーダー」を、富澤■■■、後藤■■■らと務めていたほか、LINEのグループ(清水LINEグループ)を運営し、D9の説明会や勉強会を開催し、D9のコンベンションの内容を実況する形式での情報発信も行っていった。一審被告柿野■■は、同グループにおいて、D9のコンベンションの案内や、同グループ限定でD9のポイントをビットコインに交換するサポートを始めた旨などを発信していた。

WBSは、参加を決意した者がD9への参加手続をスムーズに行うことができるようにするという目的も有しており、清水■■、富澤■■■、後藤■■■はWBSの中で上位の立場の者と認識されていた(加藤■■■本人)。

以上からすると、清水■■は後藤■■■及び清水LINEグループにおいてD9に参加している者の上位者であること、一審被告柿野は清水■■の上位者であることを推認することができる。

(9) 加藤■■■

加藤■■■は、後藤■■■からD9に勧誘され、後藤■■■の下位者としてD9に出資した。神野は加藤■■■からD9を紹介され、同人の下位者としてD9に出資した。石川■■は、平成28年頃、仮想通貨に興味を持ち、D9の説明会において泉■■■からD9の説明を聞いたほか、神野からもD9の話を聞き、神野の下位者としてD9に出資した。また、加藤■■■は、D9のセミナーで聞いた情報を基に、佐藤 E にD9を紹介し、同人が加藤■■■の下位

者としてD9に出資した（石川■本人、加藤■本人）。したがって、上の階層から下の階層に向かって順に、後藤■→加藤■→神野→石川■、後藤■→加藤■→佐藤 E、という2つの系列が存在するものと認められる。

5 (10) 一審被告山本

一審被告山本は「なっつに学ぶD9の本質」というFacebookの集団を主宰していた（「なっつ」とは同集団における一審被告山本の名称である。）。同集団の参加者は主に仕事上の知り合いや大学の仲間であった。よって、同集団内においては一審被告山本が上位者であると推認することができる。

10 3 争点1（一審原告らに対する一審被告らの共同不法行為の成否）について

(1) 一審原告5に対する責任について（一審被告柿野）

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

15 (ア) 一審原告5は、ドラゴンアカデミーの塾生であったところ、同人も登録していた泉■のメールマガジンから、平成28年11月下旬頃、泉セミナーにおいてD9を勧誘する動画（泉動画）を添付した電子メールが送信されてきたので、泉動画を視聴した。泉■は、泉動画において、D9は、2003年に創業したブラジルの投資会社で約13年間続いている、登記簿謄本も確認することができるし、オフィスもある会社である、D9は投資家から資金を集めて世界一のブックメーカーのベットフェアで実際に賭けて勝ち続けている、1日10%の利益を上げていて、その1%を投資家に還元している、ゴールドプラスは、週1回170ドルが1年間得られる、4週間で680ドル、3か月でほぼ元本が返ってくる、年間で65万円が純利益として残る。20 その他の紹介報酬も半端ない、等と述べ、D9への出資を勧誘した  
25 (甲A2の1・2、甲B5の6、泉■本人)。

(イ) また、一審原告5は、IDA統括グループの一員であるところ、佐藤 D は、平成28年11月18日、IDA統括グループのFacebookアカウントに、「【超激ヤバ情報】」、「月利25%の超高利かつ安心の案件！名前だけは聞いた人もいますD9。海外では13年の実績があるにもかかわらず、日本に入ってきてわずか3か月。超高利なのに安心して取り組み、日本ではトップグループで取り組める案件です。このD9は泉先生もやっており、今度の継承ミーティングで話を出される予定で、超オススメ。と言うより、投資関連の中では群を抜いています！泉先生が継承に流すと言う時点で、どういうものかわかりますよね！」等と投稿した。一審原告5は、同投稿を閲覧した（甲B5の2・3・6）。

(ウ) 一審原告5は、前記(ア)及び(イ)の各勧誘を受けてD9に出資しようと考え、平成29年1月10日、佐藤 D に連絡した。すると、佐藤 D から、ゴールドプラスを勧められるとともに、D9への登録方法及び送金先のビットコインアドレス等が送信されてきた。

これを受けて、一審原告5は、ゴールドプラス1口を購入することとして佐藤 D に指示されたとおりの登録手続きを行い、同月11日、同人に指定されたビットコインアドレスにゴールドプラス1口分の出資金として2,528,243.1BTC（24万3022円相当）を送金した（甲A6の2、甲B5の3、4、6）。

(エ) その後も、一審原告5は、佐藤 D から、グループLINEにより、度々D9の動向を知らされ、平成29年3月15日、ゴールドプラス4口を追加購入することとして、佐藤 D に指示されたとおりの登録手続きを行い、同人に指定されたビットコインアドレスに7,418,048.8BTC（107万7708円相当）を送金した（甲A6の2、甲B5の3・5）。

イ 前記説示によれば、一審原告5は、佐藤 D の下位者であるといえ、さらに、同人は泉■■■の、同人は一審被告柿野のそれぞれ下位者であることは前記2(2)、(3)のとおりであるから、一審被告柿野は、直接の下位者である泉■■■に対して本件働き掛けを行えば本件働き掛けの連鎖が下位者に及ぶことを少なくとも予見し得たものと推認することができ、本件注意義務に反した過失があるといえるから、一審原告5に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(2) 一審原告11に対する責任について（一審被告柿野）

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 一審原告11は、ドラゴンアカデミーの継承生であったところ、平成28年11月19日、泉セミナーに参加し、泉■■■からD9の勧誘を受けた。また、泉セミナーの後に、松本■■■から、D9の登録画面の説明や送金手続について松本■■■が説明する動画等が送付されてきた（甲A2の1・2、甲B11の3・8、甲B16の1、泉■■■本人、松本■■■本人）。

(イ) 一審原告11は、泉セミナーにおいて泉■■■から前記(ア)の勧誘を受け、D9の出資を決意し、平成28年11月、ゴールドプラス1口の登録を行った（甲B11の2）。

さらに、一審原告11は、ゴールドプラス2口分を追加登録して合計ゴールドプラス3口の登録を行った（甲B11の4）。

一審原告11は、同月29日、ゴールドプラス1口分の出資金として3,0026BTC（24万5520円相当）を、ゴールドプラス2口分の出資金として6,0052BTC（50万8814円相当）をそれぞれ、松本■■■に指定された「1GTx」から始まるビットコインアドレスに送金した（甲B11の5、甲B16の1）。



(ウ) 一審原告11は、知人である佐藤 D に勧誘され、平成28年1月28日にゴールドプラス1口分の出資金として2,973,247.2BTC(25万0573円相当)を、同月29日にゴールドプラス2口分の出資金として6,020,150.4BTC(49万1040円相当)を送金した(甲B11の6ないし8)。

(エ) 一審原告11は、佐藤 D との間で裁判外の和解をした。

イ 前記認定のとおり、泉■■■は、泉セミナーにおいて、D9への出資を勧誘している。また、一審原告11が平成28年11月28日に投資した2,973,247.2BTC(25万0573円相当)及び同月29日に投資した6,020,150.4BTC(49万1040円相当)については、佐藤 D の勧誘により投資を決意したものと認められる。

一審被告柿野は、前記2(2)、(3)のとおり、泉■■■及び佐藤 D の上位者であるから、本件注意義務に反した過失があり、一審原告11に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(3) 一審原告21に対する責任について(一審被告柿野)

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 一審原告21は、平成28年11月下旬頃、松本■■■から、ONE MESSAGE名義で、泉■■■が泉セミナーにおいてD9への出資を勧誘する動画(泉動画)が配信されてきたため、泉動画を視聴した(甲A2の1、2、甲B17の2、甲B21の3・4、泉■■■本人、松本■■■本人)。

(イ) 一審原告21は、泉動画を視聴し、D9に出資することを決意し、平成28年12月13日、ゴールドプラス1口分の出資金として2,861,746.9BTC(25万9720円相当)を、平成29年2月18日にゴールドプラス1口分の出資金として2,205,543.1

BTC (26万8372円相当) を、同年3月1日にゴールドプラス1口分の出資金として1.9782488BTC (28万0032円相当) を、それぞれ指定されたビットコインアドレスに送金した (甲B21の2・3)。

5 (ウ) 一審原告21は、平成29年2月21日までの間に、D9申し込み者限定グループに参加しており、松本■■■は、当該LINEアカウントを使用して、D9の登録方法やビットコインの送金先アドレスを送信していた (甲B21の1)。

10 松本■■■は、D9申し込み者限定グループにおいて、平成29年3月21日、D9のコンペションの開催案内を行ったほか、同月23日には、「社長からはD9をそもそも潰す理由もなくす予定も全くない」、「カルロスとお会いして感じたのはD9は本社もブラジルにしっかりありブックメーカーやその他でちゃんと運用している会社だとわかりました」、「運用実績や実態があることから海外でも信頼があるので安心して取り組んでもいいと思います」、「ぜひとも、大切な人は自信をもって勧めてください」などと、同年4月2日には、「とある大御所の方」がD9の口数を増やしたとして、その理由について、「年内は安心できることから約4ヶ月で回収しその後利益になるD9の仕組みを活用して億万長者のチャンスとしてこのD9へ投資を決めたそうです」  
15  
20 と述べ、「普通の人が億万長者になれるチャンスがここに『今』あります。もし、あなたが、まだこの凄さに気づいてないとしたら一刻も早く事業として口数を増やしてみてください」などと発信した (甲B21の1)。

25 (エ) 一審原告21は、前記(ウ)の各発信を閲覧して更に出資することとし、平成29年4月4日にゴールドプラス1口分の出資金として2.0979712BTC (26万4136円相当) を、同月10日にゴ

ールドプラス3口分の出資金として4,967,771.2BTC(67万3,540円相当)をそれぞれ松本■■■■ないしONE MESSAGEから指定されたビットコインアドレスに送金した(甲A6の2、甲B17の1、甲B21の2・3、甲B39の2)。

5 イ 松本■■■■は、ONE MESSAGEの名義で、一審原告21に対し、泉動画を送信することを通じて、D9への出資を勧誘したと認められる。また、D9申し込み者限定グループにおいて、D9への出資の追加を勧誘していた。

10 そして、前記2(2)、(5)のとおり、一審被告柿野は泉■■■■の、同人は松本■■■■のそれぞれ上位者であることにより、一審被告柿野は松本■■■■の上位者ともなるから、本件注意義務に反した過失があるといえ、一審原告21に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(4) 一審原告39に対する責任について(一審被告柿野)

15 ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 一審原告39は、平成28年11月21日、IDA統括グループの佐藤Dによる前記(1)ア(イ)の投稿を閲覧した(甲B5の2、甲B39の1、一審原告39本人)。

20 (イ) 一審原告39は前記(1)ア(イ)の投稿を見てD9への出資を決意し、平成28年11月21日、同投稿に載っていた佐藤DのLINEアカウントに連絡した。すると、同月26日、佐藤Dから、同年12月6日に同人が主催し、一審被告柿野が講師を務めるD9の説明会に参加するよう勧誘されたことから、同説明会に参加した。同説明会において、一審被告柿野は、週に170ドルの配当金がもらえ、1口で年間70万円の報酬をビットコインで得られる、などと述べ、D9の勧誘を行った(甲A4の2、甲B39の1、一審原告39本人)。

25

5 (ウ) 一審原告39は、平成28年11月26日、D9トップチーム&サポートに参加した。D9トップチーム&サポートでは、松本■■■が、D9の登録の説明などを行っており、同人が報酬に関する説明を行っている動画のURLも発信していた。一審原告39は、同動画を視聴した(甲B39の2、一審原告39本人)。

10 (エ) 一審原告39は、前記(ア)ないし(ウ)の各勧誘を受け、D9への出資を決意し、平成28年12月20日、ゴールドプラス2口分の出資金として、松本■■■の前記アカウントが指定した「14dyGYrA」から始まるビットコインアドレスに、5.5224431BTC(52万3825円相当)を送金した(甲A6の2、甲B39の2・3)。

15 (オ) D9トップチーム&サポートのLINEのトークにおいて、松本■■■から、平成28年12月31日、登録が遅延していることへの説明が投稿され、平成29年1月4日には、「泉■■■さんと太陽グループはかなりのスピードで大きな組織になったので本社も驚いているようです」、「つまり、私たちにグループは注目を浴びていますそして、カルロスさんも応援してくれています 安心してD9ビジネスに関わってくださいね」との内容が投稿された(甲B39の2)。

20 (カ) その後、一審原告39は、平成29年2月5日にゴールドプラス3口の出資金として6.8992393BTC(80万6431円相当)を、D9トップチーム&サポートが指定した「1CMCrSX」から始まるビットコインアドレスに送金した(甲B39の2・3)。

25 D9トップチーム&サポートにおいて、松本■■■は、同月11日、LINEのトーク上で、「先日お伝えしました内容はD9がダメになり飛んでしまったなど変な噂を勝手に流したりされる方もいます 決してそんなことはありません 太陽と泉からもそこは保証します」との内容が含まれた投稿をした(甲B39の2)。

(キ) 一審原告39は、同月23日にゴールドプラス4口の出資金として8,206,922.4BTC(108万3502円相当)を、同年4月3日にゴールドプラス6口の出資金として12,806.1BTC(162万9729円相当)を、同月6日に12,806.1BTC(162万9729円相当)を出資金として2,040.8BTC(26万7046円相当)を、同月9日に2,018.3BTC(26万8704円相当)を出資金として2,018.3BTC(26万8704円相当)を、前記(ウ)のアカウントが指定した「19sdcwgCM」から始まるビットコインアドレスに送金して出資を追加した(甲A6の2、甲B39の2・3・4)。

イ 一審原告らは、原判決別紙責任原因等一覧表によれば、一審被告柿野について上位者としての責任のみを負うと主張するよう見えるが、同表によれば一審原告39が勧誘した一審原告40について出資勧誘を行った責任を負うなどと主張していることになっていること、原審における一審原告らの第1準備書面において、堀・澤田グループのメンバーと共同して一審原告39に対するD9の勧誘を行ったとも主張していることからすると、前記一覧表においては一審原告39と一審原告40との責任原因が逆に記載されており、一審被告柿野に対しては一審原告39に直接出資勧誘を行った責任も主張しているものと認めるのが相当である。

そうすると、前記認定事実からすれば、一審被告柿野は、D9の説明会を通じて、一審原告39をD9に勧誘したといえるから、本件注意義務に反した過失があり、一審原告39に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(5) 一審原告30に対する責任について(一審被告柿野)

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 一審原告30は、一審原告39の実兄であるところ、平成29年

1月末頃、一審原告39に勧められて泉■■■が講師を務める動画を見た。また、同年3月6日、一審原告39から、D9の概要について説明された。一審原告30は、同説明を聞き、D9に出資することを決意し、同日、一審原告39に指示されながらD9の登録手続きを行い、

5 ゴールドプラス1口の出資金として、1.854BTC(27万5409円相当)を「19sdcwgCM」から始まるビットコインアドレスに送金した。(甲A6の2、甲B30の1・2・6、原告39本人)

(イ) 一審原告30は、松本■■■の動画を見て、平成29年4月10日、

10 ゴールドプラス2口の出資金として3.953BTC(53万5955円相当)を前記(ア)のビットコインアドレスに送金した(甲A6の2、甲B30の3・4)。

(ウ) 一審原告30は、平成29年4月16日、お台場のコンベンションの様子動画をみて、同月22日、ゴールドプラス1口の出資金として1.95BTC(26万5755円相当)を前記(ア)のビットコインアドレスに送金した(甲A6の2、甲B30の5・6)。

イ 前記(4)アの認定事実からすれば、一審原告39は、一審被告柿野の勧誘を受けてD9に出資し、その後一審原告30に対して本件働き掛けを行っていることが認められ、一審被告柿野は、一審原告39の上位者となるから、本件注意義務に反した過失があるといえ、一審原告30に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

20

(6) 一審原告40に対する責任について (一審被告柿野)

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 一審原告40は、一審原告39の妻であるところ、平成29年1

25 月頃、一審原告39からD9を紹介された(一審原告39本人)。

(イ) 一審原告40は、一審原告39の勧誘を受けてD9への出資を決

意し、平成29年2月5日、ゴールドプラス4口の出資金として9、  
1611355BTC（107万0817円相当）を、同年4月6日、  
ゴールドプラス1口の出資金として2、0422BTC（26万87  
70円相当）を、それぞれ送金した（甲A6の2、甲B40の2・  
3）。

イ 前記(4)アの認定事実からすれば、一審原告39は、一審被告柿野の  
勧誘を受けてD9に出資し、その後一審原告40に対して本件働き掛け  
を行っていることが認められ、一審被告柿野は、一審原告39の上位者  
となるから、本件注意義務に反した過失があるといえ、一審原告40に  
対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(7) 一審原告33に対する責任について（一審被告柿野）

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認  
められる。

(ア) 一審原告33は、平成28年11月28日、泉■■■■から「泉■■■■  
事務所公式メールマガジン」と称する電子メールで、泉動画を視聴す  
るように勧誘された。同電子メールには、「僕が全力でオススメする  
とんでもなく凄まじい情報です!!!」、「母体となっているD9とい  
う会社は2003年創業で、2016年現在で13年間続いているブ  
ラジルの投資会社。ブラジル大使館に行けばきちんと登記簿謄本も取  
れますし、僕自身もこの目で登記簿謄本を確認しました。」、「集めた  
出資金をどこに投資するかというところがポイントになるのですが、  
D9は世界最大のブックメーカー企業であるベットフェアに投資し  
ています。」、「このD9に小口で事業投資できるのがD9 CLUB。約3  
万円～約20万円のプランがあるのですが、例えば約20万円出資す  
ると1年間で約91万円が配当されます。そして諸経費を差し引いて  
も60万円以上の純利益になります。」、「しかも配当は毎日計上され、

週払いで引き出せるのですが、米ドルで受け取るかビットコインで受け取るかを定めることができます。」「誰も紹介しなくても1年間で出資した金額の3倍が純利益で出るなんですよくないですか？しかもそれがビットコインで入ってくるのです！この手の投資話には怪しいものも多いですが、D9は3倍の原資がどこから出るか明確です。しかも13年間続いているスキームというのも安心ですね。」「日本の根元のポジションにいるのが泉忠司です。」などと記載されていた（甲B33の1、泉■■■本人）。

(イ) 一審原告33は、泉動画を視聴し、D9への出資を決意して、平成29年1月11日頃、ONE MESSAGEに対し、D9の登録を申し込んだ。その後、ONE MESSAGEは、一審原告33に対し、電子メールを送信した。同電子メールには、D9の報酬の仕組みを紹介する動画のURLが貼り付けられるとともに、登録方法及び送金先のビットコインアドレスが表示されていた。（甲B33の2）。

(ウ) 一審原告33は、平成29年1月12日に3,070,146.9 BTC（27万3,890円相当）、同年3月7日に3,830,448.8 BTC（55万5,457円相当）、同年4月9日に1,011,248.8 BTC（13万4,631円相当）、同年4月10日に0,026,471.2 BTC（3,589円相当）を、それぞれ指定されたビットコインアドレスに送金した（甲A6の2、甲B33の2ないし4）。

イ 泉■■■は、泉動画を視聴するように勧誘し、泉動画において、D9への出資を勧誘している。前記2(2)のとおり、一審被告柿野は、泉■■■の上位者であると認められるから、本件注意義務に反した過失があるといえ、一審原告33に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(8) 一審原告38に対する責任について（一審被告柿野）

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認



められる。

(ア) 一審原告38は、平成29年1月上旬頃、香坂■■■■に誘われて、佐藤 D が主催するD9のセミナーに参加した。同セミナーにおいて、佐藤 D は、D9について、ブックメーカーに投資する学校の形式をとっており、週170ドルの配当がもらえ、約16週間で元本が回収できる、「1番高い配当を受け取るため、ゴールドプラスがお勧めです。」などとD9の説明を行い、出資を勧誘した。

(イ) 一審原告38は、前記(ア)の説明を聞き、D9への出資を決意し、平成29年1月13日、ゴールドプラス1口分の出資金として2.87421526BTC(26万7873円相当)を香坂■■■■経由で佐藤 D から指示されたビットコインアドレスに送金した(甲B38の1、2)。また、一審原告38は、同月14日、ゴールドプラス1口を追加出資することとして、香坂■■■■経由で2.7863BTC(26万3550円相当)を前記ビットコインアドレスに送金した(甲B38の2)。すると、同日のうちに、佐藤 D からD9のアカウント登録に関し連絡が来た(甲B38の4)。

(ウ) その後、一審原告38は、更にゴールドプラス1口を追加出資することとして、香坂■■■■経由で佐藤 D から直接指示されたビットコインアドレスに、2.6266BTC(26万7842円相当)を送金した(甲B38の3、4)。

イ 前記2(2)、(3)、上記(1)イのとおり、一審被告柿野は、佐藤 D の上位者であるから、本件注意義務に反した過失があるといえ、一審原告38に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(9) 一審原告43に対する責任について(一審被告柿野)

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

5 (ア) 一審原告43は、平成29年2月20日、大瀬■■■が配信している「世界一わかりやすい仮想通貨メール講座」と称するメールマガジンの無料会員に登録したところ、大瀬■■■から、D9の説明をして出資を勧誘する内容の電子メールが日々送信されてくるようになった(甲B43の1・2・7)。

10 (イ) 一審原告43は、大瀬■■■からの前記(ア)の電子メールを読んでD9への出資を決意し、平成29年3月11日、同電子メール等に添付されていたD9への参加申込みフォームに必要事項を記入して送信した。また、同月30日、ゴールドプラス1口の出資金として、大瀬■■■に指定された「3CuuN」から始まるビットコインアドレスに2.3202712BTC(26万8084円相当)を送金した(甲B43の2ないし4)。

15 (ウ) また、一審原告43は、同年4月5日にゴールドプラス2口分の出資金として4.2453BTC(54万1534円相当)、同月6日、ゴールドプラス1口分の出資金として2.022BTC(26万4586円相当)、同月12日に1.9798BTC(26万7702円相当)、同月25日に17.0534BTC(238万9079円相当)、同月26日に7.4585BTC(107万4478円相当)、同月27日に3.6976BTC(54万5163円相当)、同年5月1日に1.7939BTC(28万1324円相当)、同月2日に1.7061BTC(28万3651円相当)、3.3408BTC(55万5431円相当)、1.6708BTC(27万7782円相当)、同月4日に1.5693BTC(28万0402円相当)を、同人に指定された「3HkD」から始まるビットコインアドレスに送金した(甲A6の2、甲B43の4・5・8)。

25 イ 前記2(2)、(4)のとおり、一審被告柿野は泉■■■の上位者であり、同

人は大瀬■■■■の上位者であるから、一審被告柿野は大瀬■■■■の上位者といえ、一審被告柿野は本件注意義務に反した過失があり、一審原告43に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(10) 一審原告12に対する責任について（一審被告山本）

ア 前提事実、文中掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 一審被告山本は、平成29年頃、鞠山■■■■から、D9の勧誘をされ、D9の登記簿の画像や、実際に配当を受けている人がインターネット上に存在したことから、D9にはリスクもあるが、リワードも大きいと考えて、D9への出資を決意し、鞠山■■■■の下位者としてD9に出資した。

一審被告山本は、岡■■■■に対しD9の勧誘を行い、同人は一審被告山本の下位者としてD9に出資した（一審被告山本本人）。

(イ) 一審原告12は、平成29年2月6日、岡■■■■から、「配当は毎日計上され、週払いで引き出せる」、「D9は3倍の原資がどこから出るか明確です。しかも、13年間続いているスキームというのも安心」、「約4ヶ月目で元本全て回収。あとの8ヶ月間が利益分。」などの内容によるD9へ勧誘するメッセージを受け取った（甲B12の1）。

(ウ) 一審原告12は、前記(イ)のメッセージを読んで、平成29年2月22日、D9に1口出資することを決意し、岡■■■■にその旨を伝えた。そこで、岡■■■■は、一審被告山本に、D9をやりたがっている人がいるため、一審被告山本が作成した「なっつに学ぶD9の本質」というFacebookのグループに入れたい旨を伝えたところ、一審被告山本は参加を承認した。

一審原告12は、登録の代理人として一審被告山本を紹介され、前記Facebookのグループに加わった。一審被告山本は、同グループに

5 おいて、D9への新規登録の方法や、送金方法、送金先アドレスにつ  
いての記事を投稿しており、一審原告12は、同記事に従って、平成  
29年2月22日、一審被告山本が管理するビットコインアドレスに  
2.1489BTC(27万8725円相当)を送金した(甲A6の  
2、甲B12の3・4・13、一審被告山本本人)。

10 (エ) 一審原告12は、一審被告山本が管理するビットコインアドレ  
スに、平成29年3月7日に18.6259BTC(270万0960  
円相当)、同月9日に20.3798BTC(280万7888円相  
当)、同月11日に3.9667BTC(55万2021円相当)、同  
月13日に5.6882BTC(82万1239円相当)、同月21日  
に2.2177BTC(27万8137円相当)を、それぞれ送金し  
た(甲A6の2、甲B12の7ないし11)。

15 (オ) 一審原告12は、平成31年2月21日、岡■■■■との間で裁判  
外の和解をし、196万円の弁済を受けた(甲B12の12)。

20 イ 一審原告らは、原判決別紙責任原因等一覧表のとおり、一審被告山本  
は一審原告12に対し出資金受領を含む直接の出資勧誘等を行った者  
としての責任を負うと主張する一方で、原審における一審原告らの第1準  
備書面において、一審被告山本は、岡■■■■の上位者として、共同不法  
行為責任を負うとも主張しているため、上位者としての責任も主張して  
いるものと解される。

25 一審原告12は、岡■■■■からの勧誘を受けて出資を決意しているか  
ら、岡■■■■を勧誘して出資を決意させた一審被告山本は、上位者とし  
て本件注意義務に反した過失があり、一審原告12に対して不法行為に  
基づく損害賠償責任を負う。

(11) 一審原告9に対する責任について(一審被告柿野、一審被告兼子)

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認

められる。

5 (ア) 一審原告9は、一審被告兼子に、ビットリージョンという投資案件について、一審原告9が有するビットコインウォレットの管理を任せていた。一審原告9は、一審被告兼子から、ビットリージョンから出金することができなくなったと言われたため、平成29年2月15日、一審被告兼子と会った。その際、一審被告兼子は、一審原告9に対し、1口で週170ドルの配当があるなどとしてD9への出資を勧誘した(甲B9の4、一審原告9本人)。

10 (イ) 一審原告9は、前記(ア)の勧誘を受け出資を決意し、D9で運用するビットコインを購入するため、同月16日に170万円、同月21日に26万円を、ビットフライヤーの送金先口座に送金した。一審被告兼子は、同送金に係る金員で購入したビットコインを利用して、一審原告9をD9に登録する手続きを行った(甲B9の1・2・4、一審原告9本人)。

15 イ 一審被告兼子は、毎週170ドルの配当を受けることを前提とする発言を行っているところ、これは本件働き掛けを行ったものと評価することができるから、本件注意義務に反した過失があり、一審原告9に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

20 一方、一審被告柿野の責任についてみると、一審被告兼子は、兼子グループのリーダーは一審被告柿野か隅田■■■■になる旨を一審原告9に対し返信しているが(甲B9の3、一審原告9本人)、明確に一審被告柿野が上位者であることを述べるものではない上、この事実自体から、実際に一審被告柿野が一審被告兼子の上位者であることを推認するには至らない。したがって、一審被告柿野は、一審原告9に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負わない。

25 (12) 一審原告10に対する責任について(一審被告澤田A、一審被告柿

野)

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 石渡■■■は、川崎■■■にD9を紹介した。一審原告10は、川崎■■■の紹介により、D9の詳細を聞くことになり、平成29年3月31日、一審被告澤田 A の事務所で開催されるという勉強会に参加することになった。当日、一審原告10は最寄り駅である東日本旅客鉄道■■■駅で石渡■■■と会い、同人の案内で会場に行った。

同勉強会では、一審被告澤田 A が、PC画面でD9に関するスライドを見せながらD9の説明を行った。一審被告澤田 A は、ベットフェアにお金を賭けること、アービトラージで94%勝てること、ゴールドプラスだと毎週170ドルの配当が受け取れて、3か月半で元本が回収でき、1年間で68万7350円の利益が得られることを説明し、D9に勧誘した(甲B10の1・2・5)。

(イ) 一審原告10は、前記(ア)の勧誘を受け、D9への出資を決め、石渡■■■からLINEでD9の登録の手続の説明を受け、同説明に従って手続を行った(甲B10の2、5)。

一審原告10は、平成29年4月4日頃、ゴールドプラス3口分の出資金として79万8000円(26万6000×3)を一審被告澤田 A に支払った(甲B10の2ないし6)。

(ウ) 石渡■■■は、平成29年4月5日、一審原告10に対して、「私達は佐藤 C さんグループになります。彼の言う通りに行動していれば儲かります!なので佐藤 C という人間のこと、理念を理解して進んで行かれる方が絶対的に有利です。少し余裕が出たら出席してみてください。」などの内容を含んだLINEのメッセージを送信してセミナーへの参加を勧めた(甲B10の2)。

(エ) 一審原告10は、前記(イ)の出資後、川崎■■■、一審被告澤田Aや石渡■■■に、最初の出資分を早く回収したい旨相談した。

一審原告10は、平成29年4月6日、川崎■■■から、石渡■■■からの伝言として、明日の11時までに、10ポジションを追加すれば月曜日に170ドルとボーナスが入る旨を伝えられた。一審原告10は、この川崎■■■からの話を受けて追加の出資を決意したところ、石渡■■■は、同月10日、一審原告10に対し、「(川崎)■■■さんから、300万円用意なさったとお聞きしました!」、一審被告澤田Aからの回答として、「多額になればなるほど、回収が早く、増え方も多くなります。」、「350万円以上ならば、ゴールドで登録。特にゴールドで登録する場合は高額の方がお得です。」などの記載のあるLINEのメッセージを送信した(甲B10の2・5)。

一審原告10は、平成29年4月11日、再び一審被告澤田A及び石渡■■■と会い、ゴールド29口分の出資金として、現金395万8500円(13万6500×29)を一審被告澤田Aに交付した(甲B10の2ないし6)。

イ 一審被告澤田Aは、一審原告10をD9に勧誘し出資を決意させており、一審被告柿野は、前記2(7)のとおり一審被告澤田Aの上位者であり、いずれも本件注意義務に反した過失があるから、一審原告10に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(13) 一審原告14に対する責任について(一審被告澤田A、一審被告柿野)

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 石渡■■■は、平成29年3月17日、一審原告14に対し、高利益な投資のセミナーがあると話した。一審原告14が、同日、同セミ

ナーへの参加の意向を示すと、石渡■■■は参加の申込方法や申込書の記入内容を伝え、一審原告14は、それに従って、石渡■■■を紹介者として、「初回無料コンサル」と題するセミナーに申し込んだ。

同セミナーは、同月20日、一審被告澤田 A の事務所で行われた。まず、一審被告佐藤 C が、同人が成功した経緯を話すとともに、各種投資案件について説明し、D9は一押しの案件であり、高配当でかなり利益が得られるなどと説明し、一審被告柿野をD9の日本のトップリーダーの1人であると紹介して同人に場を譲った。一審被告柿野も、講師として、D9に投資をすると毎週170米ドルの配当があり、3か月で投資した約2000米ドルを回収して、その後は毎月30%の利益が得られるなどと述べ、D9の説明を行った（甲B14の1、一審原告14本人）。

(イ) 一審原告14は、上記セミナーの説明を聞いて、D9に出資することとし、後日、石渡■■■に対し、D9に出資することを伝えると、石渡■■■から、D9の出資や登録の手続を伝えられた。一審原告14は、D9の出資について送金による方法を希望したため、石渡■■■の口座に送金することになった。一審原告14は、ゴールドプラス3口分の出資金として、平成29年3月22日に50万円、同月23日に29万8000円の合計79万8000円を石渡■■■の口座に送金した（甲B14の2・3・6、一審原告14本人）。

(ウ) 一審原告14は、平成29年3月23日頃、一審被告佐藤 C 及び一審被告澤田 A によるD9の勉強会が開催されると聞き、参加を希望した。石渡■■■は、一審原告14に対し、LINEのメッセージによって開催場所や時間についての案内を行った（甲B14の2・6）。

一審原告14は、同月31日、同勉強会に参加した。同勉強会において、一審被告澤田 A は、講師として、D9は1口のみ出資するよ





りも、その下のポジションに更に自分をつけて、ピラミッド状にすると、配当が更に増え、効率的に元本を回収することができるなどと説明した（一審原告14本人）。

一審原告14は、一審被告澤田 A の同説明により追加の出資することを決め、同日、一審被告澤田 A に対し、4口の出資を伝えた。

一審原告14は、平成29年4月4日、4口分の出資金として106万4000円を一審被告澤田 A に交付した（甲14の4・6）。

イ 前記認定事実に基づき検討する。

(ア) 一審被告柿野は、平成29年3月20日の前記セミナーにおいてD9の出資を勧誘しているから、本件注意義務に反した過失があり、一審原告14に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(イ) 一審被告澤田 A についてみると、平成29年3月20日の前記セミナーは、一審被告澤田 A の事務所を使用しているところ、前記ア(ア)、証拠（甲B10の2、甲B37の2）及び弁論の全趣旨によれば、同事務所はD9のセミナーや勉強会として利用されていること、一審被告澤田 A 及び一審被告柿野がともに講師となってD9の勧誘を行うことがあることが認められる。これらの事情を踏まえると、一審原告14が参加した前記セミナーにおいて、一審被告澤田 A は直接には講師として勧誘行為を行っていないものの、一審被告澤田 A の事務所を利用してD9のセミナーが開催される際は、同人は講師として直接の勧誘行為を行う者と共同して勧誘行為を行っているものと評価することができるというべきである。

また、同月31日の勉強会において、一審被告澤田 A は、講師として、D9の追加の出資を勧誘し、これにより、一審原告14は同年4月4日に106万4000円の出資をしている。

したがって、一審被告澤田 A は、本件注意義務に反した過失があ

るから、一審原告14に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(14) 一審原告20に対する責任について（一審被告澤田 A、一審被告柿野、一審被告野原）

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 一審被告野原は齋藤■■■■にD9を紹介し、齋藤■■■■は舟橋■■■■にD9を紹介し、それぞれがD9に出捐した（乙21の1）。

(イ) 一審原告20は、平成29年1月下旬頃、知人の舟橋■■■■から、D9の説明を受け、出資の勧誘をされた。一審原告20は、これを受けて出資を決意した。

(ウ) 一審原告20は、平成29年1月25日、舟橋■■■■から、堀・澤田LINEグループに招待され、参加した。一審原告20は、堀・澤田LINEグループでのメッセージのやり取りを通じ、D9への登録や出資といった手続を進めた。この際、一審原告20の出資に関する手続は、堀・澤田LINEグループに参加していた一審被告野原及び一審被告澤田 B が担当していた（甲B20の1・4）。

(エ) 一審原告20は、平成29年1月26日、ゴールドプラス1口分の出資金として2,6292BTC（27万4028円相当）を、同日更に2口分の出資金として5,2257BTC（54万4648円相当）を、それぞれ指定された一審被告佐藤 C が管理する「15FEzQ35」から始まるアドレスに送金するとともに、紹介者を舟橋■■■■としてD9の登録情報を作成した（甲B20の1ないし3、甲B27の4、乙21の1）。

(オ) 一審原告20は、平成29年1月31日、舟橋■■■■に誘われ、D9のセミナーに参加した。同セミナーの主催は堀・澤田グループで、講師は一審被告柿野が務めていた（甲B20の1・4）。

イ 一審被告野原は、前記認定事実からすると舟橋■■■■の上位者であつて、同人に勧誘されてD9に加入した一審原告20の上位者でもあるから、本件注意義務に反した過失があり、一審原告20に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

また、前記2(7)のとおり、一審被告柿野は一審被告澤田 A の上位者であると推認され、一審被告野原は堀・澤田グループに属しており、一審被告澤田 A の下位者であるとも推認されるから、一審被告野原は一審被告柿野の下位者であることも推認することができる。よって、一審被告澤田 A 及び一審被告柿野は、本件注意義務に反した過失があり、一審原告20に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(15) 一審原告26に対する責任について（一審被告澤田 A 、一審被告柿野）

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 一審原告26は、友人の上坂■■■■からD9の説明会に参加しないかと誘われ、平成29年1月頃、一審被告柿野が講師を務めるD9の説明会に参加した。一審被告柿野は、同説明会において、ゴールドプラスなら毎週170ドルの報酬がもらえて、3か月と1週間で元金を回収することができるが、そこで資金を回収せずに新たなポジションを増やせば複利で儲かる、配当の原資は、ベットフェアを通じてブックメイクして、日利10%の収益を出しているの、そのうちの1%をD9クラブに還元している、などと述べてD9の説明を行い、D9への出資を勧誘した（甲A4の2、甲B26の5、甲B37の2）。

(イ) 一審原告26は、平成29年1月23日、上坂■■■■から一審被告柿野や一審被告澤田 A が参加し発信しているLINEのグループに招待されて参加した。同グループでは、一審被告澤田 A がD9のセミ

ナーの開催の案内を行っていたほか、一審被告柿野が、D9がブラジルで業務停止命令を受けたとの情報は虚偽であり、D9は政府から投資会社としての認可を受けて13年間継続している優良会社であるなどと説明して、「D9を安心して伝えて下さい」などと発信していた（甲B37の2）。

(ウ) 一審原告26は、前記(ア)、(イ)の説明を受けてD9への出資を決め、平成29年2月21日、ゴールドプラス1口とゴールド2口分の出資金として合計4,2571BTC（54万1026円相当）を、一審被告佐藤Cが管理する「15FEzQ35」から始まるビットコインアドレスに送金した（甲B26の1、2、甲B27の4）。

一審被告澤田B及び上坂■■■は、一審原告26のD9の登録の手続を担当していた（甲B26の2、3）。

(エ) 一審原告26は、平成29年4月10日、上坂■■■から堀・澤田グループが利用している、「H・Sグループ」という名称のLINEのグループに招待され参加することになった。同グループでは、被告澤田Aなどが、D9のセミナーの案内や、D9で出金ができないことに関する一審被告柿野■■■などからの報告を発信していた（甲B26の4）。

イ 前記認定事実に基づき判断する。

(ア) 一審被告柿野は、前記ア(ア)の説明会において、D9の出資を勧誘しているから、本件注意義務に反した過失があり、一審原告26に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(イ) 一審被告澤田Aの責任の有無について検討する。一審原告らは、一審原告26及び同37が参加した説明会を主催していたのは、堀・澤田グループであると主張する。

一審被告澤田Aが一審被告柿野と共同して勉強会を開催することがあったことは前記(13)ア(ア)、イ(イ)のとおりであるところ、前記

認定事実によれば、一審原告26は、上坂■■■から誘われ前記説明会に参加した前後に、上坂■■■から一審被告澤田 A 及び一審被告柿野が参加し発信しているLINEのグループに招待されていること、一審被告澤田 A が同グループにおいてD9のセミナーの開催の案内を行っていたこと、一審被告澤田 B が一審原告26のD9の登録の手続を担当していたこと、出資金を一審被告佐藤 C のビットコインアドレスに送金していることが認められ、これらの事情からすれば、一審原告26が参加した説明会は、一審被告澤田 A が主催していたものと推認することができる。

したがって、一審被告澤田 A は、前記(13)イ(イ)のとおり、講師として直接の勧誘行為を行った一審被告柿野と共同して勧誘行為を行っているものと評価することができるから、本件注意義務に反した過失があり、一審原告26に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(16) 一審原告27に対する責任について（一審被告谷浦、一審被告柿野）

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 一審原告27は、平成28年夏頃から、知人の園田■■■及び福岡■■■が開催しているという投資の勉強会に誘われ、月に1回程度参加していた（甲B27の6、一審原告27本人）。

(イ) 一審原告27は、平成28年11月20日、園田■■■及び福岡■■■から、一審被告谷浦の投資の勉強会の誘いを受けた。同勉強会においては、一審被告谷浦が、D9はブラジルの優良会社の投資であること、1口当たり30万円の出資をして、配当金を用いて更に出資に当たると、1年間に200万円程度の配当を得られることなどを説明した（甲B27の6、一審原告27本人）。

5 (ウ) 福岡■■■■は、一審原告27に対し、D9のセミナーへの参加を勧め、一審原告27は、平成28年12月4日、D9のセミナーに参加した。同セミナーにおいて、一審被告柿野は、講師として、D9社はブラジル政府公認の会社で、週に170米ドルの報酬をもらえるなどと説明して、D9への勧誘をした(甲A4の2、甲B27の6、一審原告27本人)。

10 (エ) 福岡■■■■は、一審原告27に対し、前記(ウ)のセミナーの参加申込時には、一審被告佐藤 C を紹介者とするように伝えていた。園田■■■■及び福岡■■■■は、一審被告佐藤 C の下で投資の勉強を行い、その情報を基に勉強会を開いていた(甲B27の6、一審原告27本人)。

15 (オ) 一審原告27は、一審被告谷浦及び一審被告柿野の前記(イ)、(ウ)の各勧誘を受け、D9が高配当な商品であると思い、出資することを決意した。一審原告27は、平成28年12月19日、ゴールドプラス5口分の出資金として、約13,745BTC(127万9000円相当)を、福岡■■■■から指定された「1MyharzZRh」から始まるビットコインアドレスに送金した(甲B27の1・2)。

20 (カ) 一審原告27は、平成28年12月22日、福岡■■■■から、一審被告佐藤 C が発信しているLINEのグループに招待され、参加した。一審被告佐藤 C は、同グループにおいて、D9のセミナーの紹介や、D9の登録方法、D9の説明を行う投稿を頻繁にしていた。一審被告佐藤 C が投稿したものの中には、同人が既に何千万円もの配当を受けているなどという内容のものがあり、一審原告27は、同投稿を閲覧した(甲B27の4、一審原告27本人)。

25 (キ) 一審原告27は、一審被告佐藤 C の前記(カ)の投稿を受け、更に出資することとし、平成28年12月26日、ゴールドプラス6口

分の出資金として、15,289,543.1BTC（159万6000円相当）を、「1MyharzZRh」から始まるビットコインアドレスに送金した（甲B27の3の2）。さらに、平成29年1月16日、ゴールドプラス1口分の出資金として、2,795,243.1BTC（26万6000円相当）を一審被告佐藤 C の指定するビットコインアドレスに送金した（甲B27の5）。

イ 一審被告谷浦は、一審原告27が平成28年11月20日に参加した勉強会において、一審被告柿野は、同年12月4日のセミナーにおいて、それぞれD9の出資を勧誘しているから、いずれも本件注意義務に反した過失があるといえ、一審原告27に対し不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(17) 一審原告35に対する責任について（一審被告谷浦）

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 一審原告35は、平成28年11月22日、知人の園田■■■から、一審被告谷浦が講師を務める投資の勉強会に誘われ、同勉強会に参加した。同勉強会では、一審被告谷浦がD9の説明を行い、出資を勧誘した（甲B27の6、甲B35の1、一審原告27本人）。

(イ) 一審原告35は、前記(ア)の勧誘を受け、平成28年12月3日頃、D9への登録を決意し、同月17日、園田■■■や福岡■■■の指示に従い、ゴールドプラス2口分の出資金として、5,499,282.4BTC（51万5128円相当）を指定された「1MyharzZRh」から始まるビットコインアドレスに送金した（甲B35の1ないし3）。

(ウ) 一審原告35は、平成28年12月22日、一審被告佐藤 C が運営するLINEのグループに参加した。一審被告佐藤 C は、同月20日、同LINEのグループにおいて、D9が2003年に設立された会

社で、ビットフェアに投資していることや、D9の出資者にはビットフェアでの利益の10%から1日1%の配当が出ることを投稿していた（甲B27の4、甲B35の4）。

5 (エ) 一審原告35は、前記(ウ)の投稿を閲覧し、出資を増額することを決め、出資の方法としてD9ドルによることを選択し、出資用のD9ドルを友人や知人から購入することにした。そして、一審原告35は、平成29年2月2日、ゴールドプラス1口分のD9ドルの購入費として、26万6300円を一審原告27の口座に送金し、一審原告27から購入したD9ドルを用いて出資した。一審原告35は、同様にし、10 同月9日に26万6300円を一審原告27の口座に、同月13日に44万8240円を福岡■■■■の口座に、同月21日に19万4500円を友人である菅原■■■■の口座に、同年3月3日に19万6000円を菅原■■■■の口座に、それぞれ送金して、各人から購入したD9ドルを用いて出資をした（甲B27の1、甲B35の5ないし7）。

15 (オ) 一審原告35は、配当金として合計98万5975円相当のビットコインを受け取った。

イ 一審被告谷浦は、前記ア(ア)の勉強会において、D9の出資を勧誘しているから、本件注意義務に反した過失があるといえ、一審原告35に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

20 (18) 一審原告36に対する責任について（一審被告澤田 A、一審被告澤田 B、一審被告佐藤 C、一審被告柿野）

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

25 (ア) 一審原告36は、一審原告26から、D9の説明会への参加を誘われ、平成29年2月頃、一審被告柿野が講師を務めるD9の説明会に参加した（争いがない）。同説明会においては、一審被告柿野が前



記(15)ア(ア)のような説明をしたほか、一審被告澤田 A も「自分も報酬を受け取っていてとても幸せになっている。これを皆さんにも共有したい」などと述べていた。一審原告36は、一審被告柿野及び一審被告澤田 A の前記説明を聞いてD9への出資を決め、平成29年3月9日、ゴールドプラス3口分の出資金として合計6,038,571.2BTC(83万1,982円相当)を、一審被告佐藤 C が管理する「15FEzQ35」から始まるビットコインアドレスに送金した(甲A6の2、甲B36の1・3)。一審被告澤田 B は、D9登録の手続を担当した(甲B36の2)。

(イ) 一審原告36は、平成29年4月10日、上坂■■■から堀・澤田 LINEグループに招待され参加することになった。同グループでは、一審被告澤田 A などが、D9のセミナーの案内や、D9で出金ができないことに関する一審被告柿野などからの報告を発信していた(甲B26の4)。

イ 一審被告柿野及び一審被告澤田 A は、前記ア(ア)のセミナーにおいて、D9の出資を勧誘しているから、また、前記2(7)のとおり、一審被告佐藤 C は一審被告澤田 A の上位者であるから、それぞれ本件注意義務に反した過失があり、一審原告36に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

一方、一審被告澤田 B については、同人がD9の登録手続を代行していたことが前記のとおり認められるものの、登録手続を代行した時点において既に一審原告36はD9への出資を決意しているのであるから、登録手続の代行という行為が一審原告36のD9への出資に係る意思形成に影響を与えるとは認められない。したがって、一審被告澤田 B は一審原告36に対し不法行為責任を負わない。

(19) 一審原告37に対する責任について(一審被告澤田 A、一審被告柿

野)

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

5 (ア) 一審原告37は、平成29年1月23日、友人の上坂■■■から一審被告柿野や一審被告澤田 A が参加しているLINEのグループに招待されて参加した。同グループにおいては、一審被告澤田 A がD9のセミナーの開催の案内を行い、一審被告柿野が、D9がブラジルで業務停止命令を受けたとの情報を虚偽であり、D9は政府から認可を受けて13年間継続している優良会社であるなどと説明して、「D9を安心して伝えて下さい」と発信していた(甲B37の2)。

10 (イ) 一審原告37は、上坂■■■からD9の説明会への参加を誘われ、平成29年1月頃、一審被告柿野が講師を務めるD9の説明会に参加した。説明会の内容は前記(15)ア(ア)と同様である(甲A4の2、甲B37の2、3)。

15 (ウ) 一審原告37は、前記(イ)の勧誘を受けてD9への出資を決め、平成29年2月15日、出資金として合計2,543,28BTC(29万8,573円相当)を指定された一審被告佐藤 C が管理する「15FEzQ35」から始まるアドレスに送金した(甲A6の2、甲B37の1ないし3)。ただし、このうち0,277,793,83BTC(3万3,741円相当)については、後日返金を受けた。

20 一審被告澤田 B は一審原告37のD9登録の手続を担当していた(甲B37の2)。

25 (エ) 一審原告37は、平成29年4月10日、堀・澤田グループがD9のために用いていたLINEのグループに招待され参加することになった。同グループでは、一審被告澤田 A などが、D9のセミナーの案内や、D9で出金ができないことに関する一審被告柿野などからの

報告を発信していた（甲B26の4）。

イ 一審被告柿野は、前記ア(イ)の説明会において、D9の出資を勧誘しているから、一審被告澤田 A は、前記(15)イ(イ)同様、一審被告柿野と共同して勧誘行為を行っているものと評価することができるから、いずれも本件注意義務に反した過失があり、一審原告37に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(20) 一審原告44に対する責任について（一審被告澤田 A 、一審被告柿野）

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 一審原告44は、平成29年頃、一審被告澤田 A と会った。一審被告澤田 A は、一審原告44に対し、プレゼンテーション用のスライドで資料を提示しながら、D9の説明を行い出資を勧誘した（甲B44の1・4）。

(イ) 一審原告44は、前記(ア)の勧誘を受け、D9に出資することを決意し、平成29年3月16日、■■■■にあるカフェで、一審被告澤田 A に対し現金186万2000円を交付した（甲44の2ないし4）。

イ 一審被告澤田 A は、一審原告44をD9に勧誘したのであるから、本件注意義務に反した過失があり、一審原告44に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

一審被告柿野は、前記のとおり、一審被告澤田 A の上位者であるから、本件注意義務に反した過失があるといえ、一審原告44に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(21) 一審原告13に対する責任について（一審被告柿野）

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認

められる。

(ア) 石川■は、一審原告13が通う英会話教室の講師であるところ、平成29年、英会話教室のレッスン後に、一審原告13に対し、自分がD9を始めたことを話題に出し、コースによって毎週170ドルの配当を受けられるなどと言って、D9の説明をした(石川■本人)。また、石川■は、同年3月9日頃、LINE上のトークにおいて、一審原告13から、D9で配当を受け取っているかについて聞かれた際に、画像を示し、「ちゃんと増えていくよー」と回答した。一審原告13が、配当金をビットコインに変えると外部で保有することができるのかについて問うと、石川■は、保管することができるアプリがあり、そのアプリについて「今、■が開始できるように準備中！」と言い、これに対して一審原告13も「これはやりたいねw」等と返信した。その後も、石川■は、「紹介を出すと、\$170分のビットコインが入る」、「26万円コースなら、9週で、さっきの970ドルになるよ」などとメッセージに記載して、D9の勧誘を行った(甲B13の1、乙10の1)。

(イ) 一審原告13は、前記(ア)の説明を聞いてD9に出資することを決意し、石川■に対し、D9に3口分出資することを伝えたところ、石川■は、平成29年3月17日、一審原告13に対し、後藤■の銀行口座を教え、ゴールドプラス1口分の26万6000円を振り込むよう指示した(甲B13の2)。そこで、一審原告13は、平成29年3月22日、現金26万6000円を後藤■の銀行口座に振り込んだ(甲B13の3)。

(ウ) 一審原告13は、石川■から、何か疑問があれば同人の上位者である加藤■に聞くよう指示され、同人のLINEアカウントを教えられた。加藤■は、LINEで、D9に登録する方法及びビットコインの

送金方法に関する投稿を送信した。同投稿においては、ビットコインの送金履歴や組織図等を「受付可能リーダー」である「清水、富澤、藤井、古賀、後藤、三浦」に送るよう求められていたほか、現金の振込先は富澤■■■名義の銀行口座が指定されていた。一審原告13は、これらの指示に従って、加藤■■■が指定した「19x8K」から始まるビットコインアドレスに、平成29年3月28日に2.3515BTC（27万7707円相当）、同年4月7日に1.0423BTC（13万9110円相当）を送金した（甲B13の4ないし6）。

(エ) 一審被告柿野は、清水LINEグループにおいて、平成29年4月16日、D9のコンベンションにデニーロ会長が入国することができなくなったのでビデオメッセージをもらうことになったこと、D9のプレゼント商品の紹介等を発信した。清水■■■は、同日、清水LINEグループにおいて、日本人プレジデントである一審被告柿野が、コンベンションでスピーチを行い、車5台をもらっていたことを発信した。

また、一審被告柿野は、清水LINEグループにおいて、同月17日、「【清水さんのグループ限定】で、皆さんのD9ドルをわたしが直接ビットコインに換金するサポートを始めました。」と発信し、同月18日、一審被告柿野からカルロスに対して二段階認証による弊害を伝え改善を依頼し、カルロスを通じて、デニーロ会長が二段階認証のシステムを変更したことを発信した。

清水■■■は、清水LINEグループにおいて、同月22日、一審被告柿野が説明会を実施することを紹介していた（甲B24の3の1・2、甲B24の4）。

イ 一審原告らは、一審被告柿野が石川■■■及び加藤■■■の上位者であると主張する。

前記2(8)、(9)のとおり、石川■■■は、加藤■■■及び後藤■■■の下位者

であり、後藤■■■は清水■の下位者であるから、石川■も清水■の下位者であることを推認することができる。

一審被告柿野は、前記のとおり、清水■の上位者であると推認することができ、一審原告13を勧誘した石川■の上位者であるとも認められるから、本件注意義務に反した過失があり、一審原告13に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(22) 一審原告24及び同25に対する責任について（一審被告柿野）

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 一審原告24及び同25は、平成29年4月頃、佐藤 E から、D9への出資を勧誘された（甲B24の3の1、甲B24の5）。

(イ) 一審原告24及び同25は、前記(ア)の勧誘を受け、D9への出資を決意した。

一審原告24は、平成29年4月12日、佐藤 E が指定した「19x8K」から始まるビットコインアドレスに、1.9896BTC（26万9027円相当）を送金した（甲A6の2、甲B24の1・2・5）。

一審原告25は、同月14日、前記ビットコインアドレスに、2.0741BTC（27万1771円相当）を送金した（甲A6の2、甲B24の1、甲B25の1）。

(ウ) その後、一審原告24は、清水LINEグループに参加した（甲B24の3の2）。

イ 一審被告柿野は、前記2(9)のとおり、加藤■■■の上位者であるから、佐藤 E の上位者でもあるとも認められるところ、佐藤 E の勧誘について本件注意義務に反した過失があるといえ、一審原告24及び同25に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(23) 一審原告42に対する責任について（一審被告北井、一審被告谷浦、一審被告柿野）

ア 前提事実、文末掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

5 (ア) 一審被告北井は、平成28年12月頃、一審被告谷浦から、D9はサッカーの勝敗に賭けて、的中させることにより高い利益が生じるものであるところ、この賭けは高確率で的中するなどと言われ、D9に勧誘され、一審被告柿野からも、同様にD9の説明を聞いた。一審被告北井は、これらの説明を聞いて、D9のウェブサイト調べ、詐欺であるとは全く思わずにD9に出資した（一審被告北井本人）。

10 (イ) 一審被告北井は、久保■■■にD9を紹介し、久保■■■は一審被告北井の下位者としてD9に出資した（一審被告北井本人）。

15 (ウ) 一審原告42は、平成29年1月頃、知人の久保■■■からD9の話聞き興味を持った。一審被告北井は、平成29年2月頃、久保■■■から、一審原告42がD9に加入したいと言っているという話を聞き、同人の申込書と同人から預かった金銭を見せられ、その日の夜に居酒屋「てけてけ」で会った（甲B42の3、一審被告北井本人）。

20 (エ) 久保■■■は、平成29年2月8日頃、一審原告42のゴールドプラス2口分の出資金として現金53万2000円及び紹介者を「久保■■■」とする同人の登録申請書を、登録手続を行う担当者である内山■■■（以下「内山」という。）に渡した。なお、内山は登録手続を代行することから「代行」と呼ばれていた。

25 一審原告42は、同月15日に、更にゴールドプラス2口分の出資金として、久保■■■に53万2000円を手渡した。一審被告北井は、久保■■■から同出資金及び登録申請書を受領し、内山に渡した（甲B42の1ないし3、乙33の3、一審被告北井本人）。

(オ) 一審原告42は、妹の玉城■■■■■に対しD9を紹介し、同人は、平成29年3月29日、一審原告42の下位者としてD9に登録した(乙33の1・2、一審被告北井本人)。

イ 前記認定事実によれば、一審被告北井は、一審原告42を勧誘した久保■■■■■に対して本件働き掛けを行ったといえるから、また、一審被告谷浦及び同柿野は、同北井の上位者であるから、いずれも本件注意義務に反した過失があり、一審原告42に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

なお、一審被告北井は、一審原告42の請求について、玉城■■■■■を勧誘した自身の立場を棚に上げ、あるいは殊更に秘して、責任を擦り付ける客体を恣意的に選択し訴訟提起を行うものであり、権利の濫用である旨主張する。しかしながら、一審原告42自身も玉城■■■■■に対して本件注意義務を負うことにはなるが、これによって、一審被告北井が本件注意義務を尽くさなかったことによる責任を免れることにはならない。そして、一審原告42と一審被告北井が投資家として同様の立場にあることは過失相殺で考慮されるべき問題であり、一審被告北井の主張する事情は一審原告42の請求が権利濫用に当たることを基礎付ける事情とはいえないから、一審被告北井の前記主張は採用の限りではない。

#### 4 争点3 (過失相殺の可否) について

(1) 一審原告らは、D9商法に出資するに当たり、前提事実のとおり、ゴールドプラスであれば毎月170米ドルの配当を得られ、3か月で元本を回収することができるなどと説明されD9商法に出資したものであるところ、前記説示のとおり、通常の投資方法によってこのような高率の配当を得ることが可能であるという点については容易に疑問を持ち得たといえる。したがって、一審原告らがD9商法の安全性について十分な調査・検討をしないままD9商法に出資したことは、このような商法に出資する者として



の通常求められる注意を欠いていたというべきである。

(2) そこで、前記(1)の事情を過失相殺として考慮すべきか否かについて検討する。一審被告らは、通常の投資方法によっては到底実現することができない程度の配当等を受け取るなどし、このような支払が継続的に可能であることについて容易に疑問を持ち得たのに、第三者を本件働き掛けによってD9商法に引き込んだ点で過失があるものの、このような過失は一審原告ら自身の前記(1)の過失と同質のものであるといえることができる。したがって、一審原告らに生じた損害は、一審原告ら及び一審被告らの同質の過失が競合して発生したものであるといえ、衡平の観点から、一審原告らに生じた損害について過失相殺をするのが相当である（なお、一審原告らの過失を基礎付ける事実は一審原告らの主張の中にも現れているから、過失相殺を主張しない一審被告との関係でも過失相殺をすることが可能である。）。そして、以上に説示した事情を踏まえると、過失相殺の割合は50%と認めるのが相当である。

(3) 一審原告らは、一審被告らはD9商法が破綻を招来することが必至な制度であることを理解し又は容易に理解することができたのに、一審原告らをD9商法へ引き込んだのであるから、一審被告らの行為は悪質であり、過失相殺すべき事案ではない旨を主張する。しかし、一審被告らは勧誘された際に、一審原告らが勧誘された時とおおむね同じ内容の説明がされていたと考えられ、一審原告らが置かれていた立場と大きく異なるものとは認められない（一部の一審原告らは、一審被告らと同様に、第三者又は他の一審原告を勧誘してD9商法に引き入れたことが証拠上認められることからして、一審原告ら及び一審被告らはほぼ同一の立場にあったといえることができる）。以上のことは、一審被告が各系列の高い階層にある者であり、一審原告らが各系列の低い階層にある者であるかによって区別されるものではない。したがって、一審原告らの前記主張は採用することができ

ない。

## 5 争点2（損害及び因果関係の有無）について

### (1) 実損害額

5 一審原告らがD9商法に出資したことによって被った実質的損害の額は、  
出資額から配当金として支払われた金額を控除した金額であると認めるの  
6 が相当である。なお、一審被告北井は、一審被告らの行為と相当因果関係  
のある損害は、一審被告らの関与によって一審原告らの意思決定や判断が  
7 阻害された結果生じた部分に限られ、全体について相当因果関係を認める  
のは広きにすぎ旨主張するが、本件証拠上、本件働き掛けを行ったと認  
8 定された者以外に、一審原告らにD9への出捐を決意させるに至った者が  
9 いるともうかがわれず、一審原告らに対して本件働き掛けを行った者全員  
10 に共同不法行為が成立するのは前記説示のとおりであるから、一審被告北  
井の前記主張は採用の限りではない。

15 そして、前記3記載のとおり、一審原告ら（一審原告39、同43を  
除く。）は、それぞれ、原判決別紙責任原因等一覧表の「出資額」欄記載  
の金額を、一審原告39は457万9237円を、一審原告43は702  
20 万9216円を、それぞれD9商法に出資したことが認められるところ、  
一審原告35は配当として金員を出金し受領していると認められ、また、  
出資額と一審原告らが主張する未返還出資金額が異なるもののうち、訴え  
21 提起前に和解が成立していることがうかがえない一審原告9、同10、同  
22 21、同33については、受領した配当金額を控除して未返還出資金額を  
算出しているものと認められる。したがって、それらの受領した金員を同  
23 「出資額」欄記載の金額（ただし、一審原告39は457万9237円、  
一審原告43は702万9216円）から控除すると、同「実損害額」  
24 欄記載の金額（ただし、一審原告36は83万1982円、一審原告39  
は362万5370円、一審原告43は510万8609円）となり、同

額が、各一審原告においてD9商法に出資したことによって被った実質的損害の額であると認められる。

## (2) 過失相殺

前記4(2)のとおり、各一審原告の各一審被告に対する過失相殺の割合は50%であり、過失相殺をした後の一審被告らの損害賠償債務の額は原判決別紙責任原因等一覧表「過失相殺後の金額」欄記載のとおり（ただし、一審原告36は41万5991円、一審原告39は181万2685円、一審原告43は255万4304円）である。

## (3) 訴訟外で弁済された金額の充当

一審原告らが訴訟外で和解等により弁済された金額は、原判決別紙責任原因等一覧表の「弁済金等受領額」欄記載のとおりである。これらを充当すると、各一審被告の損害賠償債務の額は、同一覧表の「弁済金等充当後の金額」欄記載のとおり（ただし、一審原告36は41万5991円、一審原告39は181万2685円、一審原告43は255万4304円）となる。

## (4) 弁護士費用

一審被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、原判決別紙責任原因等一覧表の「弁済金等充当後の金額」欄記載の金額の1割に相当する金額とするのが相当であり、その額は、同一覧表の「弁護士費用相当損害金」欄記載のとおり（ただし、一審原告36は4万1599円、一審原告39は18万1268円、一審原告43は25万5430円）である。

## (5) 認容額

一審被告らが一審原告らに対して負う損害賠償債務は、訴訟外での弁済金額を充当した後の一審原告らの損害額に弁護士費用を加算した額であり、その金額は、原判決別紙責任原因等一覧表の「認容額」欄記載のとおり

り（ただし、一審原告9の一審被告柿野に対する認容額は零、一審原告36は45万7590円、一審原告39は199万3953円、一審原告43は280万9734円）である。

第4 結論

以上の次第で、一審原告らの一審被告らに対する請求は、原判決別紙責任原因等一覧表の「認容額」欄記載の金員（ただし、一審原告9、同36、同39及び同43については前記第3の5(5)のとおり金員）及びこれに対する同「遅延損害金の起算日」から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余の請求は理由がないから棄却すべきであるところ、これと一部異なる原判決を変更することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官

吉田 徹  
吉 田 徹

裁判官

橋本英史  
橋 本 英 史

裁判官石田憲一は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官

吉田 徹  
吉 田 徹

当事者目録(一審原告)

番号	地位	氏名	住所
5	被控訴人		
9	被控訴人		
10	被控訴人		
11	被控訴人		
12	被控訴人		
13	被控訴人		
14	被控訴人		
20	被控訴人		
21	被控訴人		
24	被控訴人		
25	被控訴人		
26	被控訴人		
27	被控訴人		
30	被控訴人		
33	被控訴人		
35	被控訴人		
36	控訴人		
37	被控訴人		
38	被控訴人		
39	被控訴人		
40	被控訴人		
42	被控訴人		
43	被控訴人		
44	被控訴人		

(以下「一審原告〇〇(「〇〇」には原審の原告番号が入る。)」といい、総称して「一審原告ら」という。)

一審原告ら訴訟代理人弁護士 見次 友浩  
 島 幸明  
 竹村 直樹  
 一審原告ら訴訟復代理人弁護士 三ツ村 英一

当事者目録(一審被告)

番号 地位 氏名 呼称 住所

2	控訴人兼被控訴人	澤田 A	一審被告澤田 A	
3	被控訴人	澤田 B	一審被告澤田 B	
7	控訴人	兼子 ■■■■	一審被告兼子	
9	被控訴人	佐藤 C	一審被告佐藤 C	
14	控訴人	谷浦 ■■■■	一審被告谷浦	
18	控訴人	山本 ■■■■	一審被告山本	
21	控訴人	野原 ■■■■	一審被告野原	
28	控訴人兼被控訴人	柿野 ■■■■	一審被告柿野	
33	控訴人	北井 ■■■■	一審被告北井	

(以下、総称して「一審被告ら」ともいう。)

一審被告澤田 A、同澤田 B、同兼子、同谷浦、同野原、同柿野訴訟代理人弁護士 阿久津 真也

一審被告山本、同北井訴訟代理人弁護士 川添 啓明

これは正本である。

令和5年5月17日

東京高等裁判所第17民事部

裁判所書記官

川井

亮

